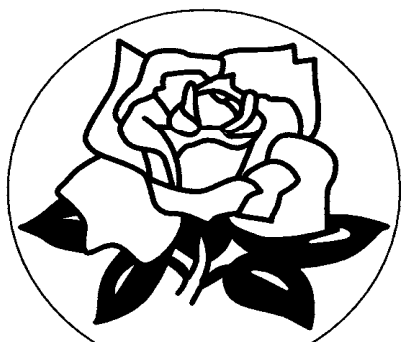


福祉のしおり



町の花 (バラ)



町の木 (モクセイ)

伊 奈 町

目 次

1. 児童福祉	1	3. 高齢者福祉	32
➤ 相談窓口	2	➤ 相談窓口	33
➤ 保健・医療費等	3	➤ 介護保険	34
➤ 経済的援護	5	➤ 保健・医療・健康相談等	34
➤ 児童福祉施設	6	➤ 日常生活の改善	35
➤ その他	8	➤ 高齢者のいきがづくり	38
2. 障害福祉	10	➤ 老人福祉施設	39
➤ 相談窓口	11	➤ 経済的援護	40
➤ 相談・指導	14	4. 生活福祉資金一覧	42
➤ 医療	14	5. 民生委員・児童委員名簿	43
➤ 日常生活の改善	16	6. 関係機関一覧	44
➤ 障害福祉サービスを 利用するには	22		
➤ 社会参加	22		
➤ 経済的援護	25		

※ この「福祉のしおり」は、町民の皆様に福祉の各種制度をご利用いただく際に、必要とされる事項等についてまとめたものです。

※ 制度の内容は変更になる場合もございますので、ご利用にあたっては必ず各担当へご確認ください。

1. 児 童 福 祉

目 次

- | | |
|-----------|---|
| ◦ 相談窓口 | 2 |
| ◦ 保健・医療費等 | 3 |
| ◦ 経済的援護 | 5 |
| ◦ 児童福祉施設 | 6 |
| ◦ その他 | 8 |

相談窓口

1. 伊奈町役場 子育て支援課

児童福祉の総合窓口として相談に応じ、必要な援護を行っています。児童手当、児童扶養手当、児童クラブ、保育所入所申し込みなどの窓口です。

☎ 相談窓口 伊奈町役場子育て支援課 子育て支援係 電話 048-721-2111

2. 伊奈町子ども家庭総合支援拠点

町内に住んでいる全ての子どもとその家庭及び妊産婦に対して相談・家庭訪問を行います。また、児童虐待の予防・早期発見に対応します。

☎ 相談窓口 伊奈町役場子育て支援課 子育て支援係 電話 048-721-2111

3. 伊奈町子育て支援センター

乳幼児の発達の心配や育児の悩みについて、保育士や相談員が相談に応じます。電話相談やメール相談も受け付けています。お気軽にご相談ください。

☎ 相談窓口 伊奈町子育て支援センター 電話 048-728-3482

4. 児童委員・主任児童委員

児童委員は、地域の子どもたちが安心して暮らせるように、住民の立場で子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。(民生委員・児童委員名簿 43ページ参照)

☎ 相談窓口 (事務局) 伊奈町役場社会福祉課 社会福祉係 電話 048-721-2111

5. 児童相談所

0歳から18歳未満までの児童について様々な相談に応じ、問題解決に必要な指導援助を行います。相談と指導には、児童福祉司、児童心理司、医師など専門の職員があたります。

また、状況により、里親制度の利用や児童福祉施設等への入所手続きを取るほか、児童の緊急一時保護も実施します。伊奈町は、上尾市にある中央児童相談所の所管となっています。

☎ 相談窓口 埼玉県中央児童相談所 電話 048-775-4152

6. 母子・父子福祉センター

ひとり親家庭の方に対し、就業相談、養育費相談、法律相談(要予約)、生活相談等を実施しています。

☎ 相談窓口 埼玉県東部中央母子・父子福祉センター 電話 048-737-2139

7. ふくし総合相談窓口

福祉全般に関する、心配ごとや悩みごとの相談に応じます。相談者に寄り添い、解決に向けて支援します。

☎ 相談窓口 伊奈町社会福祉協議会 電話 048-722-5498

8. 配偶者等からの暴力 (DV) に関する相談窓口

ドメスティック・バイオレンス (DV) に関する相談に応じています。

	相談機関 / 受付時間	電話
電話相談	埼玉県配偶者暴力相談支援センター (埼玉県婦人相談センター) 月～土 … 9:30～20:30 日・祝日 … 9:30～17:00	#8008又は 048-863-6060
	埼玉県配偶者暴力相談支援センター (埼玉県男女共同参画推進センター With Youさいたま) 月～土 … 10:00～20:30 ※祝日・年末年始・第3木曜日を除く	048-600-3800
	埼玉県東部中央福祉事務所	048-737-2359
	上尾警察署(生活安全課DV相談) <身の危険を感じるような緊急の場合は、迷わず110番を！>	048-773-0110
	女性の人権ホットライン(さいたま地方法務局) 月～金 8:30～17:15	0570-070-810
チャット相談	DVお悩みチャット@埼玉 日・水・金 15:00～20:30 ※年末年始を除く	
面接相談	伊奈町女性相談(原則毎月第2第4火曜日、年に2回土曜日実施あり) 10時～14時(12時～13時を除く) ※予約優先 ※詳しくは広報の無料相談コーナー・町ホームページをご覧ください。	048-721-2111
	伊奈町人権相談(原則奇数月第3水曜日) ※詳しくは広報の無料相談コーナー・町ホームページをご覧ください。	

☎ 相談窓口 伊奈町役場人権推進課 電話 048-721-2111

保健・医療費等

●保健

1. 乳幼児健康診査(乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診)

医師の診察、身体計測、精神発達、運動機能、しつけなど。

1歳6か月・3歳児健診については歯科健診も実施します。対象児には通知をします。

- ・乳児健診 原則毎月第2金曜日(受付13時10分～13時50分)
- ・1歳6か月児健診 原則毎月第3金曜日(受付13時10分～13時50分)
- ・3歳児健診 原則毎月第1火曜日(受付13時10分～13時50分)

☎ 相談窓口 伊奈町健康増進課(保健センター) 電話 048-720-5000

2. 乳児相談・育児相談

身体計測、健康、栄養等、育児全般の相談をお受けします。

- ・乳児相談(1歳未満) 原則毎月第2金曜日(受付9時30分～10時30分)
- ・育児相談(1歳以上) 原則毎月第3金曜日(受付9時30分～10時30分)

☎ 相談窓口 伊奈町健康増進課(保健センター) 電話 048-720-5000

3. フッ素塗布

1歳児から就学前の幼児（希望者のみ）にフッ素塗布を行います。

日時 2か月に1回（原則偶数月第3水曜日）

☎ 相談窓口 伊奈町健康増進課（保健センター） 電話 048-720-5000

4. 伊奈町子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期までのさまざまな疑問や悩みに対応し、相談をお受けいたします。

【対象の方】

伊奈町在住の妊娠期の方から就学前までのお子様がいるご家族の方。

【相談方法】

母子健康手帳交付時や電話、直接窓口で受付します。

☎ 相談窓口 伊奈町子育て世代包括支援センター 電話 048-720-5656
伊奈町健康増進課（保健センター） 電話 048-720-5000

●医療費

1. 子ども医療費の支給

保護者が医療機関等に支払った保険診療一部負担金（高額療養費、附加給付分を除く）を助成します。入院の場合は食事代の半額を助成します。

町指定の町内医療機関は、受給者証を提示すれば窓口での支払いがありません。

対象年齢は、入院・通院ともに高校生世代（満18歳になった年度の年度末）までです。

☎ 相談窓口 伊奈町役場保険医療課 医療係 電話 048-721-2111

2. ひとり親家庭等の医療費の支給

母子・父子家庭、父または母に一定の障がいがある家庭などの方が医療機関等に支払った保険診療一部負担金（高額療養費、附加給付分を除く）を助成します。入院の場合は食事代の半額を助成します。

対象者は、町内に住む母子・父子家庭・養育者家庭の18歳に達した年度の3月末日までの児童及び20歳未満で障がいのある児童と、それぞれの母または父もしくは養育者です。ただし、受給者及び扶養義務者に所得制限があります。

☎ 相談窓口 伊奈町役場保険医療課 医療係 電話 048-721-2111

3. 未熟児の養育医療

出生時の体重が2,000グラム以下の乳児、または出生時の体重が2,000グラムを超えていても一般状態等が未熟な状態の乳児が、指定養育医療機関で入院治療を行う場合、必要な医療費を給付します（一部自己負担あり）。

☎ 相談窓口 伊奈町健康増進課（保健センター） 電話 048-720-5000

経済的援護

1. 児童手当

中学校修了前までの児童を養育している方に支給されます。支給額は受給者の所得状況や扶養する児童の年齢・人数などによって異なります。

☎ 相談窓口 伊奈町役場子育て支援課 子育て支援係 電話 048-721-2111

2. 児童扶養手当

父母の離婚、死亡等によって父または母と生計を同じくしていない児童を養育している方や、児童を養育している父または母に一定の障害があるときに支給されます。支給額は受給者の所得状況や扶養する児童の年齢・人数などによって異なります。受給資格者は、毎年8月に現況届の提出が必要です。

☎ 相談窓口 伊奈町役場子育て支援課 子育て支援係 電話 048-721-2111

3. 特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障がいのある児童を養育している方に支給されます。支給額は児童の障がいの程度や受給者の所得状況などによって異なります。

受給資格者は、毎年8月に現況届の提出が必要です。

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

4. 就学援助制度

経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費など学校への支払い等に要する費用の一部を支給します。詳しくは、毎年学校を通じて配布する案内をご覧ください。

☎ 相談窓口 伊奈町教育委員会 教育総務課 電話 048-721-2111

5. 特別支援教育就学奨励費

町内小・中学校の特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、学用品費、学校給食費など学校への支払い等に要する費用の一部を支給します。詳しくは、毎年学校を通じて配布する案内をご覧ください。

☎ 相談窓口 伊奈町教育委員会 教育総務課 電話 048-721-2111

6. 要保護・準要保護生徒卒業祝金支給事業

中学校（特別支援学校中学部を含む）を卒業する就学援助制度を利用している生徒に毎年3月に卒業祝金10,000円を支給します。

☎ 相談窓口 伊奈町社会福祉協議会 電話 048-722-9990

7. 母子父子家庭児童入学祝金支給事業

小学校又は中学校（特別支援学校小学部・中学部を含む）に入学する児童・生徒を養育している母子・父子家庭に毎年3月に入学祝金10,000円を支給します。

☎ 相談窓口 伊奈町社会福祉協議会 電話 048-722-9990

8. 伊奈町子育て応援事業

お子さんが生まれた世帯に2万円(町商工会発行)を交付します。

- 1 対象者 ①対象の子ども
R5年4月1日以降に出生した子どもで出生して最初に住民基本台帳に登録された者
②交付対象者 ア、いずれも該当する者
(ア)対象の子どもが出生した日において町内に住所を有する保護者
(イ)申込時において対象の子どもと同居し、又は養育し、かつ同一生計をしている保護者
- 2 交付額 ①子1人につき2万円分のお買い物券(町商工会発行)を交付します。
- 3 備考 子とは18歳を迎え、最初の3月末までのお子様をいいます。

☎ 相談窓口 伊奈町役場子育て支援課 子育て支援係 電話 048-721-2111

9. JR通勤定期乗車券特別割引

児童扶養手当を受給している母子家庭等の方がJRを利用して通勤する場合、定期乗車券を3割引きで購入できます。ただし、他の割引(学割等)との併用はできません。

☎ 相談窓口 伊奈町役場子育て支援課 子育て支援係 電話 048-721-2111

10. 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母、父子家庭の父等に就職に必要な技能を習得するための資金や子供の修学資金等を貸付ける制度です。貸付けには審査があります。詳しくはお問い合わせください。

☎ 相談窓口 埼玉県東部中央福祉事務所 電話 048-737-2359
伊奈町役場子育て支援課 子育て支援係 電話 048-721-2111

児童福祉施設

1. 児童館

18歳までの方が利用できる施設です(未就学児は保護者同伴の上ご利用ください)。未就学児を対象にふれあい体操などのプログラムを実施しています。夏休みには小学生向けの工作プログラムも実施しています。

開館時間 9時00分～17時00分
休館日 月曜日、年末年始、臨時休館日 ※月曜日が祝日の場合は、原則として翌平日が休館日です。

☎ 相談窓口 伊奈町児童館(総合センター内) 電話 048-722-9113

2. 子育て支援センター

保育園または幼稚園に入園していない就学前のお子さんと保護者の方々が気軽に集まって情報交換などができる施設です。育児相談も受け付けています。詳しくは各施設にお問い合わせください。

☎ 相談窓口

施設名	所在地	電話番号
伊奈町子育て支援センター(北保育所内)	内宿台5-214-3	048-728-3482
地域子育て支援センター(カオルキッズランド伊奈園内)	小針新宿523-1	048-729-2888
地域子育て支援センター 「ふれあいひろばおおきな樹」(ピノ保育園内)	小室1027-2	048-720-4152
地域子育て支援センター 「らっぴーひろば」(きむら伊奈保育園内)	小室6965-1	048-723-3300

3. 保育所

保育所は、保護者が労働または病気等のために家庭において児童を保育することができない場合に、その保護者に代わって児童を保育します。入所を希望する場合は、子育て支援課での申し込みが必要です。

保育所の入所について、詳しくは「**保育施設入所申込の手引**」をご覧ください。
※子育て支援課で配布しています。

	保育園名	所在地	電話番号
町立保育所	北保育所	内宿台5-214-3	048-728-3258
	南保育所	小室3114	048-722-1855
私立保育所	社会福祉法人 翠陽会 カオルキッズランド伊奈園	小針新宿523-1	048-729-2888
	社会福祉法人 光彩会 みちのこ保育園	小室9544-1	048-723-3001
	社会福祉法人 大樹会 ピノ保育園	小室1027-2	048-720-4152
	社会福祉法人 ゆたか会 伊奈ゆたか保育園	内宿台4-22-2	048-729-2977
	社会福祉法人 三愛福祉会 きむら伊奈保育園	小室6965-1	048-723-3300
	特定非営利活動法人 つくしんぼ会 つくしんぼ保育園	大針619-4	048-721-6273
小規模 保育事業所	おれんじ保育園	中央5-51	048-723-7887
	おれんじ北保育園	内宿台6-30	048-728-9944
	ドレミナーサリー	学園2-149	048-607-5415

4. 保育所（一時保育事業）

保護者の週3日を上限とする就労や疾病、出産、冠婚葬祭のほか、育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため、保育所に入所していないお子さんを一時的に日中預けることができます。

☎ 相談窓口 伊奈町役場子育て支援課 保育係 電話 048-721-2111

5. 保育所（病後児保育）

病気の回復期にある子どもを、専用の保育室を有する施設で一時的にお預かりします。利用にあたっては、町への事前登録が必要です。

☎ 相談窓口 伊奈町役場子育て支援課 保育係 電話 048-721-2111
カオルキッズランド伊奈園 電話 048-729-2888

6. 心身障害児通園施設（もも・いちご）

心身に障害のある未就学児童を療育するための通園施設です。児童の集団生活への適応を促すとともに、家庭療育の充実を図ります。入所を希望する場合は、子育て支援課で申請が必要です。心身障害児通園施設の入園について詳しくは「心身障害児通園施設利用案内」をご覧ください。※子育て支援課で配布しています。

施設名称	住所	電話番号
伊奈町心身障害児通園施設（通称：もも）	内宿台5-214-3（北保育所内）	048-728-8233
伊奈町ふれあい福祉センター 心身障害児通園施設（通称：いちご）	中央1-93（ふれあい福祉センター内）	048-878-9045

☎ 相談窓口 伊奈町役場子育て支援課 保育係 電話 048-721-2111

7. その他 県所管児童福祉施設

施設の種別	内容	所管／相談窓口
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、助産を受けさせます。	埼玉県東部中央福祉事務所 電話 048-737-2359
乳児院	保護者のない乳児や、何らかの事情で家庭養育できない乳児を入所させて養育します。	埼玉県中央児童相談所 電話 048-775-4152
児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて養育します。	
情緒障害児短期治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を短期入所させ、又は保護者の下から通わせて治療します。	
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境、その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、必要な指導を行い自立を支援します。	

その他

1. 児童クラブ

昼間保護者のいない家庭の小学校就学児童が、放課後および学校休業日（土曜日、春夏冬休みなど）に利用できます。利用を希望する場合は、子育て支援課で申請が必要です。

	児童クラブ名	設置場所	電話番号	
小針北小学校	第一児童クラブ	内宿台5-214-3	北保育所内	728-3427
	第七児童クラブ			728-1730
	第二児童クラブ		学校敷地内	728-6855
	第三児童クラブ		児童クラブ棟 1階	728-7016
	第四児童クラブ			728-7021
	第五児童クラブ		学校敷地内	728-7052
	第六児童クラブ		児童クラブ棟 2階	728-7074
小針小学校	第一児童クラブ	寿2-80-1	学校敷地内 児童クラブ棟	728-8316
	第二児童クラブ		西校舎 2階	728-1120
	第三児童クラブ		西校舎 1階	728-0120
小室小学校	第一児童クラブ	小室7981	北庁舎 2階	721-3603
	第二児童クラブ		北庁舎地下 1階	721-6000
	第四児童クラブ			721-8886
	第三児童クラブ		北庁舎 2階	721-6022
南小学校	第一児童クラブ	栄4-1	校舎 3階	722-5886
	第二児童クラブ		校舎 4階	721-6446
	第三児童クラブ		校舎 3階	748-5311

☎ 相談窓口 伊奈町役場子育て支援課 子育て支援係 電話 048-721-2111

2. 里親制度

さまざまな事情によって家庭で暮らせなくなった子どもたちを家庭に迎え入れ、温かい愛情と理解を持って養育してくださる方を「里親」といいます。里親には養育費として、里親手当、生活費、学校教育費、子どもの医療費などが支給されます。

里親になるには、児童相談所への申込みが必要です。里親になるための調査・研修を受け、県の児童福祉審議会等で里親として認定されると、里親名簿に登録されます。

☎ 相談窓口 伊奈町役場子育て支援課 子育て支援係 電話 048-721-2111
埼玉県中央児童相談所 電話 048-775-4152

3. ファミリーサポート伊奈

「子育ての援助を受けたい方」と「子育ての援助を行いたい方」をそれぞれ会員として登録し、保育施設への送迎など、会員相互の理解による援助活動を行います。利用にあたっては、時間当たりの利用料（報酬）が発生します。

対象者 【子育ての援助を受けたい方】
伊奈町在住在勤で概ね生後6か月～小学校6年生までの子どもがいる方

【子育ての援助を行いたい方】
伊奈町在住で、心身ともに健康で子育てに理解と熱意のある方

☎ 相談窓口 伊奈町社会福祉協議会 電話 048-722-9990

4. 親子教室

子どもの発育や発達に関する育児の悩みについて相談できる教室です。少人数の中、親子で楽しく遊びながら、ことばや社会性の発達等について、保護者の方と一緒に成長を促していきます。参加を希望する方はご相談ください。

☎ 問合せ・相談窓口 伊奈町子育て支援センター 電話 048-728-3482

5. つどいの広場（ゆめくる児童室）

未就学児童とその保護者がふれあい活動センター（ゆめくる）児童室で遊べる場となっています。保育士が子育ての情報を伝えたり、育児の相談に応じたりします。

開所時間 月曜日（13時～16時）、水・金曜日（9時～12時）

☎ 相談窓口 伊奈町子育て支援センター 電話 048-728-3482

2. 障 害 福 祉

目 次

◦ 相談窓口	11
◦ 相談・指導	14
◦ 医療	14
◦ 日常生活の改善	16
◦ 障害福祉サービスを利用するには	22
◦ 社会参加	22
◦ 経済的援護	25

相談窓口

●生活相談・援護の窓口

1. 伊奈町役場

社会福祉課は、障害福祉の総合窓口として、各種障害者手帳の交付申請、自立支援医療の申請などを受け付けています。

障害年金、重度心身障害者医療制度については、保険医療課で相談を受け付けます。

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

2. 児童相談所

0歳から18歳未満までの心身の発達が遅いと思われる子どもについての相談に応じ、問題解決に必要な指導援助を提供します。相談と指導には、専門の職員があたります。

☎ 相談窓口 埼玉県中央児童相談所 電話 048-775-4152 FAX 048-770-1055

3. 民生委員・児童委員

地域の障がい者が安心して暮らせるように、住民の立場で相談に応じ、関係機関との「つなぎ役」として活動しています。(民生委員・児童委員名簿 43ページ参照)。

☎ 相談窓口 (事務局) 伊奈町役場社会福祉課 社会福祉係 電話 048-721-2111

4. 埼玉聴覚障害者情報センター

聴覚障がい者の日常生活、社会生活上の問題について相談に応じます。手話通訳者・要約筆記者の派遣も行います。

☎ 相談窓口 埼玉聴覚障害者情報センター(埼玉県浦和合同庁舎別館2階)
電話 048-814-3351 FAX 048-814-3352

5. 障害者歯科相談医

障がい者やねたきりの高齢者がより身近な地域で歯科治療が受けられるよう、歯科保健相談に応じ、口腔衛生指導管理を行うとともに、可能な限り通常の歯科治療、予防措置、訪問診療及び応急措置を行います。また、必要に応じて専門歯科診療所への紹介等を行います。

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

6. 埼玉県総合リハビリテーションセンター

身体障がい(児)者が使用する補装具の新規作製の処方・適合判定、自立支援医療(更生医療給付)に関する判定、肢体不自由者・高次脳機能障がい者・知的障がい者に関する就労移行支援(訓練コース)を行います。また、知的障がい者の療育手帳取得に関する判定や家族等からの相談に応じ、必要な支援を行います。

☎ 相談窓口 埼玉県総合リハビリテーションセンター 電話 048-781-2222
FAX 048-781-1552

7. 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

電話またはメールで発達障がい者及びその家族の相談に応じ、療育支援、就労支援など必要な指導または助言を行います。主に、19歳以上の障がい者が対象です。

☎ 相談窓口 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」
電話 049-239-3553、049-239-3554 FAX 049-233-0223

8. 埼玉県発達障害総合支援センター

発達障がいのある18歳までの子どもとその家族から、日常生活や療育に関する相談に応じているほか、各種講座や交流会を実施しています。

☎ 相談窓口 埼玉県発達障害総合支援センター 電話 048-601-5551 FAX 048-601-5552

9. 相談支援事業所

障がい者や障がい児の保護者等からのさまざまな相談に応じ、情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行っています。

名称	住所	電話番号
障害者生活支援センター あげお	上尾市平塚820	048-771-0576
障害者生活支援センター あらぐさ	上尾市地頭438-6	048-726-5862
障害者生活支援センター (地域活動支援センター) 杜の家	上尾市緑丘2-2-11	048-778-3531
障害者生活支援センター みのり	上尾市藤波1-208	048-729-6167
相談支援センター わおん	桶川市坂田885-1	048-729-1195

10. 成年後見支援センター

判断能力が十分でなくなっても、引き続き住み慣れた地域で安心して暮らせるように「成年後見制度」を中心に相談に応じます。

☎ 相談窓口 伊奈町社会福祉協議会 電話 048-722-9990

11. ふくし総合相談窓口

福祉全般に関する、心配ごとや悩みごとの相談に応じます。相談者に寄り添い、解決に向けて支援します。

☎ 相談窓口 伊奈町社会福祉協議会 電話 048-722-5498

●予防・衛生の窓口

1. 鴻巣保健所

地域保健に関する広域的・専門的拠点として、精神保健、難病対策、感染症対策等の専門的保健サービスおよびエイズ等の検査を行っています。

また、指定難病、被爆者医療など特定の医療費公費負担の申請を受け付けています。

☎ 相談窓口 鴻巣保健所 電話 048-541-0249 FAX 048-541-5020

2. 埼玉県立精神保健福祉センター

精神保健福祉に関する相談を行います。また、精神科のデイケアや自立訓練を行うなど、精神障がい者の福祉の増進及び社会復帰の支援を行います。

☎ 相談窓口 県立精神保健福祉センター 電話 048-723-3333 (代表) FAX 048-723-1550

3. 埼玉県立精神医療センター

地域の医療機関では対応が困難な方を対象に、精神科病院としての診療を行います。また、依存症や児童・思春期の専門治療も行います。診療を受けるには予約が必要です。

☎ 相談窓口 県立精神医療センター 電話 048-723-1111 (代表) FAX 048-723-1550
診療予約電話 048-723-6803 (平日9時~17時)

4. 埼玉県立小児医療センター

子ども専門の総合的な医療機関で、重篤・難治な病気の診療を行います。診療を受けるには地域の医療機関からの紹介状と予約が必要です。

乳幼児健診や学校健診などで、スクリーニング(選出)された子どもの検査、診断、生活指導を行います。診療を受けるには病院・診療所・保健所・保健センター・福祉機関・学校などの医師が書いた紹介状と予約が必要です。

☎ 相談窓口 埼玉県立小児医療センター 電話 048-601-2200

- ①一般外来 予約専用電話 048-601-0489 (平日 14時~17時)
- ②保健発達部門(予防接種外来、精神科・精神保健外来)
予約専用電話 048-601-2165 (平日 14時~17時)

●職業相談・職業紹介の窓口

1. ハローワーク大宮(大宮公共職業安定所)

障がい者の就職等について、求人特別部門が相談を行います。就職から就職後まで一貫したサービスを行います。

☎ 相談窓口 ハローワーク大宮 電話 048-667-8609 FAX 048-651-0331

2. 障害者就業・生活支援センターCSA

障がい者の就労支援、職場定着支援等を行います。相談は予約制です。

☎ 相談窓口 障害者就業・生活支援センターCSA 電話 048-767-8991 FAX 048-767-8995

3. 埼玉障害者職業センター

就職や職場復帰を目指す障がいのある方、障がい者雇用を検討している或いは雇用している事業主の方、障がいのある方の就労を支援する関係機関の方に対する支援・サービスを提供します。

☎ 相談窓口 埼玉障害者職業センター 電話 048-854-3222 FAX 048-854-3260

●その他の相談窓口

1. 社会福祉協議会

社会福祉に関する相談・調査・普及啓発・連絡調整及び関係福祉団体等の支援を行う団体で、障がい者等の生活を支援するため、貸付の相談や各種福祉サービスを行います。

☎ 相談窓口 伊奈町社会福祉協議会 電話 048-722-9990 FAX 048-723-6575

2. 結婚相談

身体の不自由な方たちに対し、結婚を目的とした相談、紹介、交流会を実施します。

☎ 相談窓口 埼玉県身体障害者福祉協会(埼玉県浦和合同庁舎3階)
電話 048-822-5333 FAX 048-831-6442

相談・指導

1. 障害者手帳の交付

手帳を取得することにより、各種福祉サービスを受けることができます。手帳の申請は市町村窓口で受け付けますが、判定は埼玉県が行います。

障害者手帳には次の3種類があります(手帳の名称や形態は都道府県によって異なります)。

名称	等級	対象者
身体障害者手帳	障害の程度により1級～6級に区分されます	視覚障がい、聴覚障がい、平衡機能障がい、音声・言語機能障がい、そしゃく機能障がい、肢体不自由、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がいをお持ちの方
療育手帳	障害の程度により①、A、B、Cに区分されます	児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された方
精神障害者保健福祉手帳	障害の程度により1～3級に区分されます	統合失調症、気分障害、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患を有する方で、精神障害のために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

医療

1. 自立支援医療(更生医療)の給付

18歳以上で身体障害者手帳を持っている方は、障がいを軽くしたり、機能を回復することができるような医療(角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん移植手術、肝臓移植手術など)を、県が指定する医療機関において受けられます。

原則1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得に応じて月額上限が設定されます。

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

2. 自立支援医療(育成医療)の給付

18歳未満で肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、その他の内臓障がい(呼吸器、ぼうこう・直腸以外は先天性のものに限る)、HIVによる免疫機能障がいをもつ児童は、県が指定する医療機関において必要な治療が受けられます。

原則1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得に応じて月額上限が設定されます。

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

3. 自立支援医療(精神障害者通院医療)の支給

精神通院医療の自己負担額が原則1割となります。ただし、世帯の所得や疾病に応じて月額上限が設定されます。

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

4. 重度心身障害者医療費の給付

次の対象者が病院等で診療を受ける場合に、各種保険制度による医療費の一部負担額（高額療養費、付加給付分を除く）を助成します。入院の場合は入院時食事療養標準負担額の2分の1及び生活療養基準負担額の2分の1を助成します。

- 対象者
1. 1級、2級、3級の身体障害者手帳をお持ちの方
 2. ㉔、A、Bの療育手帳をお持ちの方
 3. 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
 4. 65歳以上で、後期高齢者医療制度の障害認定を受けた方
※障害者手帳交付日の年齢が65歳未満であることが必要です。

☎ 相談窓口 伊奈町役場保険医療課 医療係 電話 048-721-2111

5. 後期高齢者医療保険制度

後期高齢者医療保険制度は、通常75歳以上の方が適用になりますが、次の方については65歳から適用されます。詳しくはご相談ください。

- 対象者
1. 国民年金障害基礎年金証書1、2級をお持ちの方
 2. 身体障害者手帳1級から3級の方、4級の音声機能または言語機能障がいの方及び4級の下肢障害の1号、3号、4号をお持ちの方
 3. 療育手帳㉔、Aをお持ちの方
 4. 精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方

☎ 相談窓口 伊奈町役場保険医療課 医療係 電話 048-721-2111

6. 小児慢性特定疾病医療費助成制度

18歳未満の児童を対象に、国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用の一部を県が助成し、医療費の負担軽減を図る制度です。詳しくはご相談ください。

☎ 相談窓口 鴻巣保健所 電話 048-541-0249 FAX 048-541-5020

7. 指定難病医療給付制度

難病のうち、難病法で指定する疾病の治療をしている方を対象に、医療費の一部を助成します。収入等に依りて自己負担があります。

☎ 相談窓口 鴻巣保健所 電話 048-541-0249 FAX 048-541-5020

8. 結核児童のための療育の給付

結核にかかっている長期入院が必要な18歳未満の児童を対象に、入院療養中の医療費、日用品、学習用品の支給を行います。世帯の所得税額に応じて一部自己負担があります。入院治療は、指定療育機関での入院に限ります。

☎ 相談窓口 鴻巣保健所 電話 048-541-0249 FAX 048-541-5020

9. 結核医療費の公費負担

結核治療が必要な方が入院・通院により治療を受ける場合の医療費を県が負担します。勧告入院の場合は原則全額公費負担です（所得に応じて、自己負担があります）。勧告入院以外の入院及び通院の場合は、結核薬、結核に関する検査について一部公費負担があります。

☎ 相談窓口 鴻巣保健所 電話 048-541-0249 FAX 048-541-5020

10. 埼玉県障害者歯科相談医制度（高齢者含む）

障がいのある方や、在宅高齢者が専門的な歯科治療を必要とする場合に、次の診療所で歯科保健医療サービスが受けられます。

〔県立施設障害者歯科診療所〕

名称	電話
埼玉県総合リハビリテーションセンター（上尾市）	048-781-2222
埼玉県社会福祉事業団そうか光生園（草加市）	048-936-5088
埼玉県社会福祉事業団嵐山郷（嵐山町）	0493-62-6221
埼玉県社会福祉事業団あさか向陽園（朝霞市）	048-466-1411
埼玉県社会福祉事業団皆光園（深谷市）	048-573-2021
（社）埼玉県歯科医師会口腔保健センター（さいたま市）	048-835-3210

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

日常生活の改善

●補装具・日常生活用具、住宅の確保・改造

1. 補装具費の支給・修理

身体障がい（児）者の失われた部位や障害のある部分を補って日常生活を容易にするために使用する次の補装具の購入又は修理に要した費用について支給します。但し、所得状況等により一部自己負担があります。

視覚障がい者用	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい者用	補聴器、人工内耳（修理のみ）
肢体不自由者用	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、座位保持装置、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由者用（児童のみ）	排便補助具、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

2. 難聴児補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度等の難聴児について、補聴器を使用することにより言語の習得や教育における必要性が認められる場合、補聴器購入費用の一部を助成します。

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

3. 重度障害者居宅改善整備費補助事業

下肢または体幹に障がいのある1・2級の身体障害者手帳所持者が居室、便所、浴室等居宅の一部を障害に応じ使いやすく改造する場合、1件あたり36万円の範囲内で補助します。

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

4. 日常生活用具の給付

障がい者に補装具以外で、自立した在宅での日常生活を支援する用具を給付します。なお、世帯の所得等により一部自己負担があります。

※排泄管理支援用具については、自己負担額の補助制度があります。

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

●在宅福祉サービス

1. ホームヘルパーの派遣

老衰、心身の障がい、疾病等により日常生活に支障をきたしており、家族がその介護をできない状況にある方（介護保険法、老人福祉法、障害者総合支援法等の施策の対象とならない方）に、食事・洗濯・掃除等の家事及び介護や生活に関する相談・助言等を行います。※世帯の所得状況により、一部負担金があります。

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係
伊奈町役場いきいき長寿課 いきいき長寿係 電話 048-721-2111

2. 障害者児（者）生活サポート事業

民間のサービス団体が、次の対象者に対し一時預かり、外出援助、介護人の派遣、送迎サービスなどを行います。なお、1時間あたりの利用料がかかります。

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- ・知的障害者更生相談所または児童相談所において知的障がい者と判定された方
- ・医師により発達に障がいがあると診断された方
- ・治療方法が確立していない疾病 その他特殊な疾病の方

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

3. ねたきり老人等訪問入浴サービス

身体上の障がい等により自宅浴室での入浴が困難な方に対し、週に2回まで訪問入浴サービスを提供します。なお、世帯の所得状況により一部自己負担があります。

また、介護保険法によるサービスが利用できる方、感染性疾患等の方は利用できません。

- 対 象 者
- ・身体障害者手帳1、2級所持者で肢体不自由の方
 - ・申請の時点で6か月以上ねたきり状態にある65歳以上の方

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係
伊奈町役場いきいき長寿課 いきいき長寿係 電話 048-721-2111

4. 紙オムツ支給事業

町内に居住する要介護認定を受けた方および重度身体障がい（児）者で常時紙オムツを使用している方に対し、紙オムツを支給します。

☎ 相談窓口 伊奈町社会福祉協議会 電話 048-722-9990 FAX 048-723-6575

5. 訪問理美容サービス

町内に居住する要介護1以上の認定を受けた方および重度身体障がい（児）者等で外出の困難な方に対し、理・美容師が訪問して調髪等を実施します（洗髪はしません）。1回につき2,000円の自己負担があります。

☎ 相談窓口 伊奈町社会福祉協議会 電話 048-722-9990 FAX 048-723-6575

6. 福祉機器の貸出

寄附等により確保した車いすを町内に居住（在宅）する高齢者および身体障がい者に無料で貸し出します。介護保険の認定者は、原則、介護保険制度を利用してください。

☎ 相談窓口 伊奈町社会福祉協議会 電話 048-722-9990 FAX 048-723-6575

7. チェアキャブ（リフト付車両）の貸出

常時車いすを使用している方および歩行が困難で外出に際し介助を必要とする方が医療機関への通院または入退院や公的機関等の利用をするときに、リフト付車両を貸し出します。

☎ 相談窓口 伊奈町社会福祉協議会 電話 048-722-9990 FAX 048-723-6575

8. 福祉サービス利用援助事業“あんしんサポートねっと”

判断能力の不十分な高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが、住みなれた地域で安心して生活が送れるよう、生活支援員が定期的に訪問し、地域での生活を支援します。

援助の内容	利用料金
(1) 福祉サービス利用援助 (2) 日常生活上の手続き援助 (3) 日常的金銭管理	● 1回1時間まで1,200円 以降30分ごとに400円が加算されます。 ※ただし、日常的金銭管理の援助で通帳をお預かりする場合は、1回1時間まで1,600円になります。
(4) 書類等預かりサービス	● 基本料 2,000円 (1年間) ● 利用料 500円 (1か月)

※契約するまでの相談や支援計画の作成は無料です。契約後の生活支援員による援助には上記の料金がかかります。ただし、生活保護世帯は無料です。

☎ 相談・申込窓口 伊奈町社会福祉協議会 電話 048-722-9990 FAX 048-723-6575

●障害福祉サービスの体系

障害福祉サービスは、①在宅生活を支援する「訪問系サービス」、②通所施設や入所施設で昼間受けることができる「日中系サービス」、③入所施設での夜間サービスやグループホームなどの「居住系サービス」の3つに大別されます。

サービスには介護の支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」の2つがあり、それぞれ利用までのプロセスが異なります。その他、町独自の事業として「地域生活支援事業」があります。

訪問系	介護給付	居宅介護（者・児）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		重度訪問介護（者）	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む）
		同行援護（者・児）	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援護（者・児）	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
日中活動系	介護給付	重度障害者等包括支援（者・児）	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
		短期入所（者・児）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		療養介護（者）	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
施設系	訓練等給付	生活介護（者）	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
		施設入所支援（者）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

居住支援系		自立生活援助(者)	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
		共同生活援助(者)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
訓練系・就労系		自立訓練(機能訓練)(者)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
		自立訓練(生活訓練)(者)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
		就労移行支援(者)	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援(A型)(者)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援(B型)(者)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労定着支援(者)	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う
	障害児入所系	障害児支援にかかる給付	児童発達支援(児)
医療型児童発達支援(児)			日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う
放課後等デイサービス(児)			授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う
障害児訪問系	障害児支援にかかる給付	居宅訪問型児童発達支援(児)	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う
		保育所等訪問支援(児)	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う
障害児入所系	障害児支援にかかる給付	福祉型障害児入所施設(児)	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う
		医療型障害児入所施設(児)	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援(者・児)	【サービス利用支援】 ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定後、事業所等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) ・事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨
		障害児相談支援(児)	【障害児利用援助】 ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・給付決定後、事業所等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】
		地域移行支援(者)	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う
		地域定着支援(者)	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う

●地域生活支援事業

サービスの名称	内容	相談先
相談支援事業	障がい者や障がい児の保護者からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助、サービス等利用計画の作成及び評価を行います。	障害者生活支援センター あげお TEL 048-771-0576 障害者生活支援センター あらぐさ TEL 048-726-5862 障害者生活支援センター 杜の家 TEL 048-778-3531 障害者生活支援センター みのり TEL 048-729-6167 障害支援センター わおん TEL 048-729-1195
地域活動支援センター	創作的な活動や生産活動などさまざまな活動を支援する場として障がい者の地域生活を支援します。施設利用料は無料ですが、利用に際し食事代等がかかる場合があります。	障害者生活支援センター 杜の家 TEL 048-778-3531
意思疎通支援事業	意思の伝達に支援が必要な障がい者に対し、手話通訳・要約筆記者を派遣します。	埼玉聴覚障害者情報センター TEL 048-814-3351 FAX 048-814-3352
日常生活用具等給付事業 (詳細別表)	重度の障がい者に、補装具以外で、自立した在宅での日常生活を支援する用具を給付します。 ※排泄管理支援用具については、自己負担額の補助制度があります。	伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 TEL 048-721-2111
移動支援事業	社会生活上不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際に移動を支援します。	
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保するとともに、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。	
訪問入浴サービス事業	家庭において入浴することが困難な障がい者や障がい児に対し、入浴サービスを行います。	
職親委託事業	知的障がい者の更生援護に熱意を持っている事業経営者(職親)に知的障がい者を一定期間預け、生活指導訓練や技能習得訓練などを行います。	
更生訓練費支給事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用して障がい者の社会への復帰促進を図ります。	
就職支度金給付事業	必要な訓練又は就労事業を利用し、就労等により自立する障害者に、社会復帰の促進を図ります。	
自動車運転免許取得費補助事業	障がい者が自動車運転免許を取得する際に、費用の一部を助成します。	
自動車改造費助成事業	障がい者が運転する自動車に走行装置等の改造を行う場合に、費用の一部を助成します。	

障がい者(児)に対する日常生活用具一覧

種目	品目	種目	品目	種目	品目		
介護・訓練支援用具	特殊寝台	在宅療養等支援用具	透析液加温機	情報・意思疎通支援用具	盲人用時計音声時計		
	特殊マット		ネブライザー		聴覚障害者用 通信用装		
	特殊尿器		特殊尿器		聴覚障害者用 情報受信装		
	入浴担架		電気吸引器		人工喉頭笛式		
	体位変換機		体位変換機		人工喉頭電動式		
	移動用リフト		酸素ボンベ運搬車		点字図書		
	訓練いす		盲人用体温計 (音声式)		文字放送ラジオ		
	訓練用ベッド		盲人用体重計				
自立生活支援用具	入浴補助用具	情報・意思疎通支援用具	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	排泄管理支援用具			
	便器		携帯用会話補助装置		ストマ装具	蓄便袋 洗腸用具	
	頭部保護帽A: スポンジ、革が主材料		情報通信支援用具 1.視覚障害者用アプリケーションソフト 2.画面拡大ソフト 3.画面音声化ソフト 4.インテリキー 5.ジョイスティック等			紙おむつ等	紙おむつ 紙サガ衛 おラ生 むシゼ つ・等品
	頭部保護帽B:スポンジ、革、プラスチックが主材料		点字ディスプレイ		収尿器男性用普通型		
	T字状・棒状のつえ(木製)		点字器標準型A:真鍮板製		収尿器男性用簡易型		
	T字状・棒状のつえ(軽金属製)		点字器標準型B:プラスチック製		収尿器女性用普通型		
	移動・移乗支援用具		点字器携帯用A:アルミニウム製		収尿器女性用簡易型		
	特殊便器		点字器携帯用B:プラスチック製				
	火災警報器		点字タイプライター		住宅改修費		居宅生活動作用具 (住宅改修)
	自動消火器		視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生機)				
	電磁調理器		視覚障害者用ポータブルレコーダー(再生専用機)				
	歩行時間延長信号機用小型送信機		視覚障害者用地上デジタル放送受信ラジオ(FM補完放送対応のもの)				
	聴覚障害者用屋内信号装置		視覚障害者用器 視覚障害者用器				
	視覚障害者用誘導装置		視覚障害者用器 視覚障害者用器				
	携帯用信号装置		盲人用時計触読時計				
	トイレチェアー						
	車椅子用段差昇降機						

障害福祉サービスを利用するには

1. 相談

役場または相談支援事業所に利用を希望するサービスについて相談します。

「どんなサービスをどのように利用したらよいかわからない」「利用できる事業所や施設を知りたい」等もお気軽にご相談ください。

2. 申請

役場で利用を希望するサービスの申請を行います。申請に必要な書類はサービスによって異なります。医師意見書など、準備に時間のかかる書類が必要になる場合もあります。

3. 調査

本人の障がい状況や生活状況について調査が行われます。調査は、専門の研修を受けた調査員が行います。また、調査の内容はコンピュータで判定（一次判定）されます。

4. 審査・判定

一次判定の結果及び医師意見書の内容をもとに、障害福祉の有識者で構成される介護給付費等支給審査会でどのくらいのサービスが必要な状態かを示す「障害支援区分」を決定します。障害支援区分は、利用するサービスの種類や量を決定する目安になります。また、区分は非該当及び区分1～6までであり、区分6の判定は支援を必要とする度合いが最も高いことを示しています。

5. サービス等利用計画案の作成、支給決定

指定特定相談支援事業者が、利用者の希望などを考慮に入れたサービス等利用計画案を作成します。その内容を踏まえ、サービス利用の支給量を記載した受給者証が発行されます。

6. サービス提供事業者との契約・サービス利用の開始

利用するサービスが決定したら、受給者証を提示してサービス提供事業者と契約をします。

利用するサービスによって様々な事業者があります。インターネットでサービス提供事業者の検索ができます。埼玉県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s107/>

社会参加

1. 重度障害者自動車等燃料費助成

在宅の重度障がい者又はその障がい者を介護する同居家族等が所有する自動車等の燃料費の一部を助成します。福祉タクシー利用料金助成との併用はできません。

対象者	下記のいずれかに該当する方。 1. 1級・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 2. ㉠・Aの療育手帳をお持ちの方 3. 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
助成金額	月1,000円（年度ごとに申請が必要です）

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

2. 福祉タクシー利用料金助成

重度障がい者が県内のタクシーを利用する場合の初乗り運賃分を助成します。重度障害者自動車等燃料費助成との併用はできません。

対象者	次のいずれかに該当する方。 1. 1級・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 2. ㉠・Aの療育手帳をお持ちの方 3. 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
助成金額	初乗運賃相当額×月3枚分（年度ごとに申請が必要です）

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

3. 駐車禁止除外標章

標章を掲示することにより、駐車禁止区域内でも交通の妨げにならない限り駐車することができます。標章は、住所地を管轄する警察署から交付されます。

対象名	備考
身体障害者手帳	詳細は埼玉県警察のホームページをご確認ください。
療育手帳	㊤、Aの手帳を所有する方
精神障害者保健福祉手帳	1級の手帳を所有する方
戦傷病者手帳	歩行が困難と認められる方(程度については要確認)
小児慢性特定疾患児手帳	色素性乾皮症に該当する方

☎ 相談窓口 上尾警察署 電話 048-773-0110

4. タクシー運賃の割引

身体障害者手帳所持者および療育手帳所持者がタクシーを利用する場合、手帳を提示することで乗車運賃が1割引きになります。

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

5. 「彩の国だより」「県議会だより」点字版・音声版(デージー版)の発行・配布

視覚障がい者向けに、県広報紙「彩の国だより」「埼玉県議会だより」の記事を抜粋した点字版等の作成、配布を行っています。

☎ 相談窓口 県広聴広報課 電話 048-830-2857 FAX 048-824-7345

☎ 相談窓口 埼玉県議会事務局政策調査課 電話 048-830-6257 FAX 048-830-4923

6. 点字図書・録音図書の貸出し・対面朗読

県立図書館では、視覚障がい者のための図書館事業を行っています。また、市町村立図書館であっても、視覚障がい者向けのサービスを提供している場合があります。サービスの実施状況は自治体により異なりますので、詳しくは個別にお問い合わせください。

☎ 相談窓口 埼玉県立図書館

館名	電話	FAX
県立久喜図書館	0480-21-2659	0480-21-2791
県立熊谷図書館	048-523-6291	048-525-6468
県立熊谷点字図書館	048-525-0777	048-527-4023

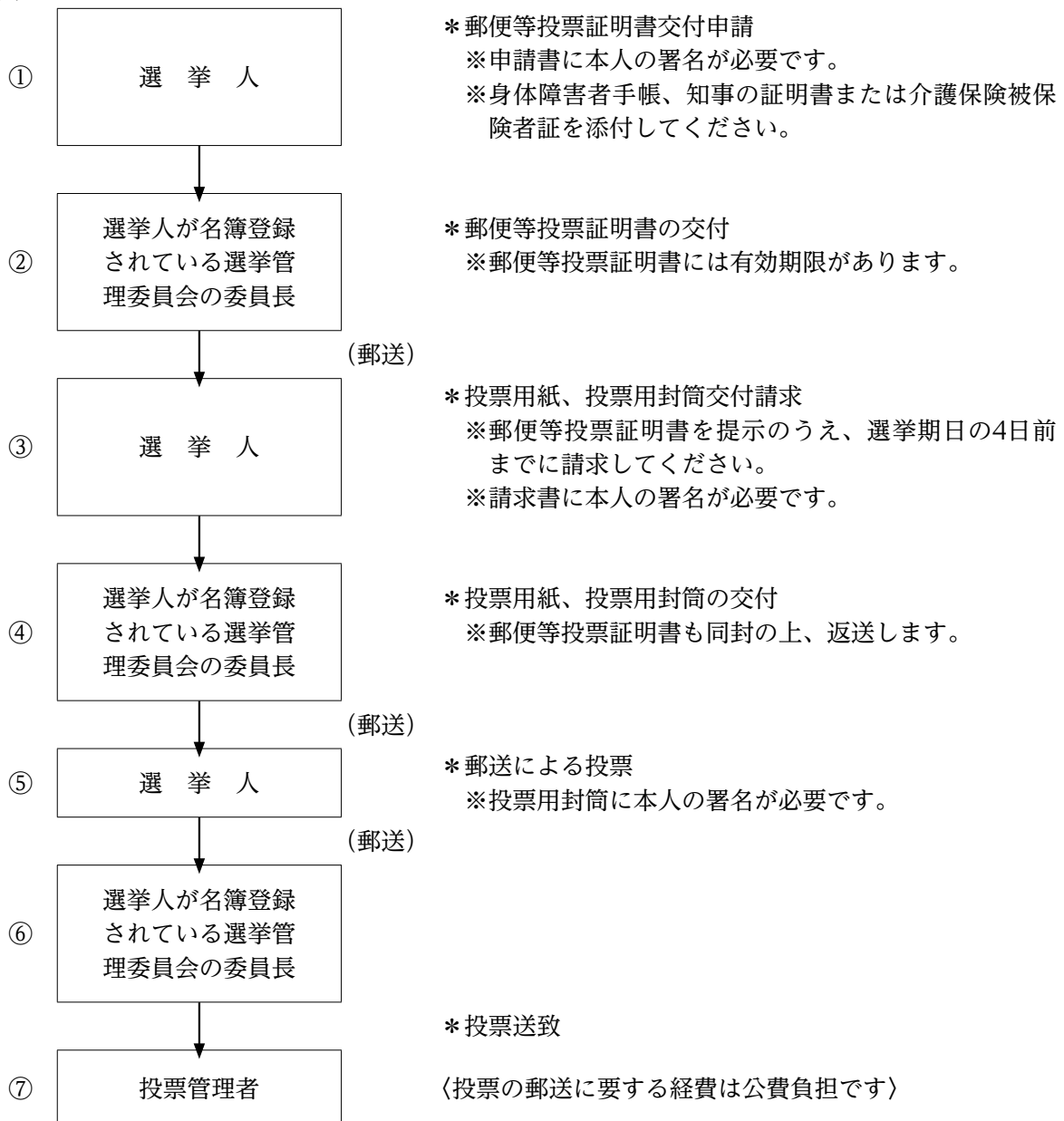
7. 郵便等による不在者投票制度

選挙人で身体に次のような重度の障がいのある人の投票については、郵便等による不在者投票を行うことができます。

また、郵便投票が行える方のうち、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が1級と記載されているなどの場合には、代理記載制度があります。

身体障がい者	両下肢、体幹、移動機能の障害 1級、2級 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 1級、3級 免疫、肝臓の障害 1級から3級
戦傷病者	両下肢等の障害特別項症～第2項症 内臓機能の障害特別項症～第3項症
要介護者	要介護状態区分が要介護5である者

〈手順〉



☎ 相談窓口 伊奈町選挙管理委員会 電話 048-721-2111

経済的援護

●手当・年金等

1. 特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障がいのある児童を養育している方に支給されます。支給額は児童の障がいの程度や受給者の所得状況などによって異なります。

受給資格者は、毎年8月に現況届の提出が必要です。

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

2. 児童扶養手当

父母の離婚、死亡等によって父または母と生計を同じくしていない児童を養育している方や、児童を養育している父または母に一定の障害があるときに支給されます。支給額は受給者の所得状況や扶養する児童の年齢・人数などによって異なります。受給資格者は、毎年8月に現況届の提出が必要です。

☎ 相談窓口 伊奈町役場子育て支援課 子育て支援係 電話 048-721-2111

3. 障害基礎年金

国民年金加入中（又は老齢基礎年金を受給していない60歳以上65歳未満）や20歳前の病気やけがによって、国民年金法で定める1級・2級の障害状態になった場合に請求できます。細かな要件等、詳しくはお問い合わせください。なお、老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている方は、障害基礎年金の請求はできません。

また、厚生年金加入中に初診日がある方は、障害厚生年金を請求できます。

☎ 相談窓口 大宮年金事務所 電話 048-652-3399 FAX 048-652-4700
日本年金機構ねんきんダイヤル 電話 0570-05-1165
伊奈町役場保険医療課 電話 048-721-2111

4. 特別障害給付金

- 対象者 (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
(2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。

※なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。また、老齢年金等を受給されている場合や、所得によっては支給制限があります。

☎ 相談窓口 大宮年金事務所 電話 048-652-3399 FAX 048-652-4700
伊奈町役場保険医療課 電話 048-721-2111

5. 心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給します。

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

6. 診断書料等の補助

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、入浴サービスの申請及び施設入所等の際に必要な診断書の文書料を、一件につき、5,000円を限度として補助します。

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

7. 特別障害者手当等

(1) 特別障害者手当

20歳以上であって、精神または身体の重度の障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方(国民年金法1級程度の障がい重複する方及びそれと同程度以上と認められる方)に手当を支給します。ただし、施設に入所中の方および継続して3か月を超えて病院等に入院している方は対象外です。

また、障がい者又はその配偶者もしくは扶養義務者に一定額以上の所得がある場合は支給停止となります。

(2) 障害児福祉手当

20歳未満であって、①身体障害者手帳1級および2級の一部の方、②知的障がいであって、療育手帳^㉔相当の方、③精神障害、血液疾患、肝臓疾患等で、①、②と同程度の障がいを有する方に手当を支給します。

ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方及び施設に入所中の方は対象外です。

また、障がい者またはその配偶者もしくは扶養義務者に一定額以上の所得がある場合は支給停止となります。

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

8. 在宅重度心身障害者手当

重度の障がい者で、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給していない場合(ただし、20歳以上で施設に入所している方及び市町村民税の課税されている方、65歳以上で障害者手帳の新規交付を受けた方は除きます)、月額5,000円を、9月・3月に半年分まとめて支給します。なお施設に入所した場合は対象外です。

- ・身体障がい者=1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ・知的障がい者=㉔またはAの療育手帳をお持ちの方
- ・精神障がい者=1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

9. 介護料支給制度(自動車事故により重度後遺障害者となられた方へ)

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に、その月の介護に要した費用として自己負担した額に応じた金額が支給されます。

☎ 相談窓口 自動車事故対策機構埼玉支所 電話 048-824-1945
FAX 048-824-1946

交通事故被害の相談(ホットライン)ナビダイヤル 0570-000738

受付時間10:00~12:00、13:00~16:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

●税の免除・減免

1. 所得税の障害者控除

本人、または同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合、所得金額から次の控除額を差し引くことができます。

	障 害 者	特 別 障 害 者
障 害 の 程 度	○身体障害者手帳 3級から6級の交付を受けている方 ○療育手帳B、Cの交付を受けている方 ○精神障害者保健福祉手帳 2級、3級の交付を受けている方	○身体障害者手帳 1級、2級の交付を受けている方 ○療育手帳 ^㉔ 、Aの交付を受けている方 ○精神障害者保健福祉手帳 1級の交付を受けている方 ○常に就床を要し、複雑な介護を要する方
控 除 額	所得金額から27万円が控除されます。	所得金額から40万円が控除されます。なお、同居している同一生計配偶者・扶養親族が特別障害者のときは、75万円が控除されます。

☎ 相談窓口 上尾税務署 電話 048-770-1800

※所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与係へ

2. 市町村民税・県民税の障害者控除

本人、または同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合、所得金額から次の控除額を差し引くことができます。

	障 害 者	特 別 障 害 者
障害の程度	○身体障害者手帳 3級から6級の交付を受けている方 ○療育手帳B、Cの交付を受けている方 ○精神障害者保健福祉手帳 2級、3級の交付を受けている方	○身体障害者手帳 1級、2級の交付を受けている方 ○療育手帳④、Aの交付を受けている方 ○精神障害者保健福祉手帳 1級の交付を受けている方 ○常に就床を要し、複雑な介護を要する方
控除額	所得金額から26万円が控除されます。	所得金額から30万円が控除されます。なお、同居している同一生計配偶者、または扶養親族が特別障害者のときは、53万円が控除されます。
	納税義務者本人が障害者の場合、合計所得が135万円以下である時は非課税となります。	

☎ 相談窓口 伊奈町役場税務課 電話 048-721-2111

※市町村民税及び県民税を給与から特別徴収されている場合は、勤務先の給与係へ

3. 特定障害者に対する贈与税の非課税

心身に障がいがある方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて障がい者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち3,000万円まで（特別障害者の場合は6,000万円まで）は贈与税が非課税になります。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて税務署長に提出する必要があります。

☎ 相談窓口 上尾税務署 資産課税部門 電話 048-770-1800

4. 特定障害者に対する贈与税の非課税

心身に障がいがある方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて障がい者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち3,000万円まで（特別障害者の場合は6,000万円まで）は贈与税が非課税になります。この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて税務署長に提出する必要があります。

☎ 相談窓口 上尾税務署 資産課税部門 電話 048-770-1800

5. 相続税の障害者控除

障がい者が相続により財産を取得する場合、相続税の控除が受けられます。

	障 害 者	特 別 障 害 者
障害の程度	①3級から6級までの身体障害者手帳をお持ちの方 ②知的障害者の方（療育手帳B、Cの方） ③2級、3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	①1級、2級の身体障害者手帳をお持ちの方 ②知的障害者の方（療育手帳=④、Aの方） ③1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
控除額	85歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額を相続税額から控除します。	85歳に達するまでの年数に20万円を乗じた金額を相続税額から控除します。

☎ 相談窓口 上尾税務署 電話 048-770-1800

6. 個人事業税の非課税

両眼の視力（屈折異常のある者について矯正視力）が0.06以下の視覚障がい者が、あんま、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他医業に類する事業を個人で営む場合に、事業税が非課税となります。

☎ 相談窓口 上尾県税事務所課税第二担当 電話 048-772-7144（直通）

7. 特定障害者に対する贈与税の非課税

心身に障がいがある方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて障がい者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち3,000万円まで（特別障害者の場合は6,000万円まで）は贈与税が非課税になります。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて税務署長に提出する必要があります。

☎ 相談窓口 上尾税務署 資産課税部門 電話 048-770-1800

8. 自動車関係税の減税

(1) 自動車税・自動車取得税の減免

次表に該当する範囲の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方及びこれらの方々と生計を一にする者が取得または所有する自動車でもっぱら身体障がい者等の通院、通学、通所、生業のために使用される自動車の自動車取得税及び自動車税が一定額減免されます。

減免の対象となる障害の区分及び級

手帳の種類及び障害の区分		減免対象となる障害の級	
身体 障害者 手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級、3級	
	体幹	1級から3級、5級	
	聴覚	2級、3級	
	視覚	1級から3級、4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）4級のうち両眼の視力が0.08～0.1)	
	音声又は言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限る）	
	平衡機能	3級	
	上肢 ※主に手や腕	1級、2級	
	下肢 ※主に足	1級から6級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1級、2級
		移動	1級から6級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能又は肝臓		1級から3級	
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。	
療育手帳		㊤またはA	
精神障害者保健福祉手帳		1級かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方	
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。	

* 障害名が「左半身不随」のような場合は、障害の区分ごとに上肢○級、下肢○級により判定しますので、役場社会福祉課窓口で「障害区分証明書」の発行を受けてから手続きしてください。「障害区分証明書」の発行の際は、障がい者の印鑑と身体障害者手帳をご持参ください。

☎ 相談窓口 自動車税事務所課税第二担当 電話 048-658-0227（直通）

(2) 軽自動車税の減免

一定の範囲の身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方、精神障がい者の方及びこれらの方々と生計を一にする方が所有する軽自動車、もっぱら身体障がい者等の通院、通学または生業のために使用される軽自動車の軽自動車税が減免される場合があります。

☎ 相談窓口 伊奈町役場税務課 町民税係 電話 048-721-2111

●公共料金の割引

1. 運賃の割引

※詳しくは、各事業者へお問い合わせください。

(1) JRの運賃の割引(対象者:身体障がい者及び知的障がい者)

対象	割引対象乗車券類	割引率	記事
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障がい者とその介護者または12歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障がい者が単独で利用する場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)

利用方法 切符を購入する際に、窓口で手帳を呈示してください。

(2) ニューシャトルの運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方が、介護者とともに乗車券を購入し一緒に乗車する場合に限り、5割引の割引運賃が適用されます。(本人のみ単独で利用の場合は割引になりません。)

乗車券の種類	条件
普通乗車券	1種の方が介護者とともに利用する場合
定期乗車券	1種の方及び2種の方(12歳未満の方に限る)が通勤(通院)または通学時、介護者とともに利用する場合
回数乗車券	1種の方が介護者とともに利用する場合

(3) 私鉄バス運賃の割引

割引制度の有無については、事業者によって異なりますので、各事業者にお問い合わせください。

(4) 国内航空運賃の割引

割引制度の有無については、事業者によって異なりますので、各事業者にお問い合わせください。

☎ 相談窓口 各航空会社

2. 携帯電話基本使用料等の割引

障害者手帳所持者を対象に、基本料金および通話料等が割引になる場合があります。割引の内容は事業者により異なりますので、詳しくは各事業者にお問い合わせください。

☎ 相談窓口 各携帯電話事業者

3. J:COM NET の使用料等の割引

対象者 ①身体障害者手帳……………1級・2級所持者
②療育手帳……………④・A・B所持者
③精神障害者福祉手帳………1級所持者
内 容 基本料金および工事費等の割引
(※手帳をお持ちの方及びその家族が対象となります。)

☎ 相談窓口 J:COMカスタマーセンター 電話 0120-999-000

4. 有料道路の割引

「身体障がい者の方が自ら運転する」または「重度の身体障がい者の方もしくは重度の知的障がい者の方が同乗し、障がい者ご本人以外の方が運転する場合」に料金が割引になります。利用には、市区町村窓口での事前登録が必要です。

- 対象者 ①障がい者本人が運転する場合
身体障害者手帳をお持ちの方
②障がい者本人が同乗する車を、障がい者本人以外が運転する場合
身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方のうち、重度の障がいを有する方（第一種の方）
※登録できる車両には条件があります。
※登録には有効期限があります。
- 利用方法 (1) 料金所で料金を支払う場合
身体障害者手帳・療育手帳を係員に呈示してください。
(2) ETCを利用する場合
事前に登録されたETCカードを、事前に登録した車載器に挿入し、通行してください。

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

5. NHK受信料の減免

	対象	適用条件
全額免除	公的扶助受給者	①生活保護法に規定する扶助を受けている場合 ②ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合 ③中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合
	市町村民税非課税の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	市町村民税非課税の知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	市町村民税非課税の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	社会福祉事業施設入所者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設に入所され自らテレビを持ち込まれている場合
半額免除	視覚・聴覚障がい者	視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する特別障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の戦傷病者	戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合

手続方法 伊奈町役場社会福祉課で申請書の証明欄に証明を受けてください。

☎ 相談窓口 NHKさいたま放送局 電話 048-833-2045

6. ふれあい案内 (NTTの無料番号案内)

電話帳の利用が困難な視覚障害、肢体不自由、聴覚障害、音声機能、言語機能または咀嚼機能障害、知的障がい及び精神障がいのある方の番号案内料が無料になります。番号案内104番利用の際に、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号をオペレーターに伝えてください。※利用には、事前の登録が必要です。

- 対象者
- ①身体障害者手帳をお持ちの方で、
 - (1) 視覚障害 1～6級の方
 - (2) 肢体不自由 1・2級の方
(上肢、体幹、乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)
 - ②戦傷病者手帳をお持ちの方で、
 - (1) 視力の障害 特別項症～第6項症
 - (2) 上肢の障害 特別項症～第2項症
 - ③療育手帳をお持ちの方
 - ④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

☎ 相談窓口 NTT東日本 電話 0120-104-174

7. 郵便物の減額及び無料扱い

	対象	取扱い	備考
点字郵便物等の無料扱い	点字郵便物、点字用紙及び盲人用録音郵便物	無料	点字用紙、盲人用録音郵便物は指定盲人施設の発受するものに限る。
定期刊行物の低料第三種郵便物認可	心身障がい者団体が発行する定期刊行物	①月3回以上発行の新聞 50gまで8円 ②その他 50gまで15円	一回の発行部数が500部以上
小包郵便物の減額	盲人用点字小包郵便物、心身障がい者冊子小包郵便物、聴覚障がい者用小包郵便物(ビデオテープ)	各種郵便物により異なります。詳しくは郵便局までお問い合わせください。	

☎ 相談窓口 各郵便局

3. 高 齢 者 福 祉

目 次

◦ 相談窓口	33
◦ 介護保険	34
◦ 保健・医療・健康相談等	34
◦ 日常生活の改善	35
◦ 高齢者の生きがいつくり	38
◦ 老人福祉施設	39
◦ 経済的援護	40

相談窓口

1. 伊奈町役場

高齢者福祉担当、介護保険担当がおり、高齢者福祉の総合窓口として相談に応じます。

☎ 相談窓口 伊奈町役場いきいき長寿課 電話 048-721-2111

2. 伊奈町地域包括支援センター

主任ケアマネジャー、社会福祉士、看護師などの専門職が連携して、地域の高齢者がこれからも住み慣れた環境で自分らしい生活を続けていけるよう、高齢者とその家族を支援します。

☎ 相談窓口 伊奈町地域包括支援センター 電話 048-720-5656
伊奈町南部地域包括支援センター 電話 048-795-4900

3. 民生委員・児童委員

地域の高齢者が安心して暮らせるように、住民の立場で相談に応じ、関係機関との「つなぎ役」として活動しています。(民生委員・児童委員名簿 43ページ参照)。

☎ 相談窓口 (事務局) 伊奈町役場社会福祉課 社会福祉係 電話 048-721-2111

4. 権利擁護センター

認知症高齢者や障害のある方の権利が、判断能力が不十分なために侵害されないよう、生活上のさまざまな相談をお受けしています。

種類	曜日	時間	相談内容
【生活相談】家庭、職場、施設における日常生活全般に関すること	月～金	9時～16時	社会福祉士などの生活相談員が担当します
【法律相談(要予約)】相続、遺言、契約、婚姻、財産管理、消費契約問題などの法律に関すること	水・金	13時～14時30分	弁護士または司法書士が担当します ※第4水曜日は、成年後見制度に関する相談日です。

☎ 相談窓口 権利擁護センター(埼玉県社会福祉協議会内)
相談専用電話 048-822-1204 FAX 048-822-1406

5. 福祉サービス苦情相談(埼玉県運営適正化委員会)

施設や在宅で福祉サービスを利用した際の苦情や不満などについての相談を受け、解決に向けて助言や調査、あっせんなどを行います。

☎ 相談窓口 埼玉県運営適正化委員会(埼玉県社会福祉協議会内)
電話 048-822-1243 FAX 048-822-1406

6. 障害者歯科相談医

障がい者やねたきりの高齢者がより身近な地域で歯科治療が受けられるよう、歯科保健相談に応じ、口腔衛生指導管理を行うとともに、可能な限り通常の歯科治療、予防措置、訪問診療および応急措置を行います。

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 障害者福祉係 電話 048-721-2111

7. 生活困窮者自立支援相談

「経済的に苦しい」「仕事が見つからない」など様々な問題で生活に困っている方が自立できるよう、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が解決に向けた支援を行います。

☎ 相談窓口 アスポート相談支援センター埼玉東部 電話 048-720-8475

8. 成年後見支援センター

判断能力が十分でなくなっても、引き続き住み慣れた地域で安心して暮らせるように「成年後見制度」を中心に相談に応じます。

☎ 相談窓口 伊奈町社会福祉協議会 電話 048-722-9990

9. ふくし総合相談窓口

福祉全般に関する、心配ごとや悩みごとの相談に応じます。相談者に寄り添い、解決に向けて支援します。

☎ 相談窓口 伊奈町社会福祉協議会 電話 048-722-5498

介護保険

介護保険は、介護が必要になった高齢者が地域で安心して暮らしていくことを目指し、また、介護がまだ必要でない高齢者についても、いつまでも自立した地域生活を送れるよう支援するための制度です。40歳以上の方は介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。

詳しくは、「みんなのあんしん介護保険～わかりやすい利用の手引き～」(伊奈町いきいき長寿課発行)をご覧ください。

☎ 相談窓口 伊奈町役場いきいき長寿課 介護保険管理係
介護認定給付係 電話 048-721-2111

保健・医療・健康相談等

1. 後期高齢者医療制度

対象者 ・75歳以上の方

・65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると認定を受けた方

一部負担金 医療機関等を受診したとき、かかった医療費の一部を負担していただきます。負担割合は所得によって異なります。

医療費が高額になったとき

一か月に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、認められると、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

平成30年8月診療分からの自己負担限度額(月額)

所得区分		外来(個人ごと)	入院+外来(世帯合算)
現役並み 所得者	現役並み 所得者Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (多数回該当 140,100円)	
	現役並み 所得者Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (多数回該当 93,000円)	
	現役並み 所得者Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回該当 44,400円)	
一般		18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 (多数回該当 44,400円)
低所得者Ⅱ(区分Ⅱ)		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ(区分Ⅰ)			15,000円

☎ 相談窓口 伊奈町役場保険医療課 医療係 電話 048-721-2111

2. 健康手帳の交付

がん検診や予防接種の記録をすることにより、健康管理と適切な医療を受けるための目安とするものです。40歳以上の希望者に交付しますので希望者は窓口にお越しください。

また、厚生労働省のホームページからのダウンロードも可能です。

☎ 相談窓口 伊奈町健康増進課（保健センター） 電話 048-720-5000

3. 被爆者健康手帳

被爆者健康手帳をお持ちの方は、病気やケガのときに都道府県知事が指定する医療機関等に健康保険の被保険者証と手帳を提示すれば、医療費の給付が受けられます。県所管事務のため、詳しくは鴻巣保健所にお問い合わせください。

☎ 相談窓口 鴻巣保健所 電話 048-541-0249 FAX 048-541-5020

●健康相談・指導等

1. 健康相談・指導

毎月、保健師・栄養士が健康相談を行います。また、尿検査、血圧測定も無料で行います。

日時 原則毎月第3水曜日（要確認：広報「いな」の健康ガイド欄）

☎ 相談窓口 伊奈町健康増進課（保健センター） 電話 048-720-5000

2. 訪問指導

疾病や要介護状態になりやすい人、ねたきりの状態にある人、またはこれに近い状態にある人とその家族を保健師および看護師が訪問し、指導します。療養・看護方法等について、主治医の指導のもとに行います。

☎ 相談窓口 伊奈町健康増進課（保健センター） 電話 048-720-5000

日常生活の改善

1. 緊急通報システムの設置

自宅の電話機に装置を取りつけ、緊急時、あるいは、何か身体のことなどで相談したいことがある時にボタンを押すと、通報センターへ連絡できます。通報センターでは、設置者から話を聞き、必要に応じて救急車の出動を要請します。利用には自己負担がかかります。電話回線の種類等により利用料が異なります。

対象者 概ね65歳以上の高齢者世帯（単身・老人夫婦）
利用料 380円～1,000円（税別）※設置・撤去工事には別途料金が発生します。

☎ 相談窓口 伊奈町役場いきいき長寿課 いきいき長寿係 電話 048-721-2111

2. 老人日常生活用具の給付・貸与

概ね65歳以上の低所得のひとり暮らしの高齢者を対象に、日常生活用具の給付または貸与を行います。所得により費用負担があります。

	種目	性能
給付	火災警報器	屋内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの
	自動消火器	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消化し得るもの
	電磁調理器	炎が出ないで電磁作用によって鍋自身を発熱させ調理し得るもの
貸与	老人用電話	加入電話

☎ 相談窓口 伊奈町役場いきいき長寿課 いきいき長寿係 電話 048-721-2111

3. 配食サービス

調理等が困難で、かつ家族等から食事の提供を受けることができない方のうち、要介護（支援）認定を受けた方、または、75歳以上のひとり暮らしの高齢者および高齢者世帯に属する方に、週5日以内で昼食を配食します。詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

☎ 相談窓口 伊奈町役場いきいき長寿課 介護保険管理係 電話 048-721-2111

4. 福祉機器の貸出

寄付等により確保した車いすを町内に居住（在宅）する高齢者および身体障がい者に無料で貸し出します。介護保険の認定者は、原則、介護保険制度を利用してください。

☎ 相談窓口 伊奈町社会福祉協議会 電話 048-722-9990

5. 紙オムツ支給事業

町内に居住する要介護認定を受けた方および重度身体障がい（児）者で常時紙オムツを使用している方に対し、紙オムツを支給します。

☎ 相談窓口 伊奈町社会福祉協議会 電話048-722-9990

6. 訪問理美容サービス

町内に居住する要介護1以上の認定を受けた方および重度身体障がい（児）者等で外出の困難な方に対し、理・美容師が訪問して調髪等を実施します（洗髪はしません）。1回につき2,000円の自己負担があります。

☎ 相談窓口 伊奈町社会福祉協議会 電話048-722-9990

7. チェアキャブ（リフト付車両）の貸出

常時車いすを使用している方および歩行が困難で外出に際し介助を必要とする方が医療機関への通院または入退院や公的機関等の利用をするときに、リフト付車両を貸し出します。

☎ 相談窓口 伊奈町社会福祉協議会 電話048-722-9990

8. 福祉サービス利用援助事業“あんしんサポートねっと”

判断能力の不十分な高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが、住みなれた地域で安心して生活が送れるよう、生活支援員が定期的に訪問し、地域での生活を支援します。

援助の内容	利用料金
(1)福祉サービス利用援助 (2)日常生活上の手続き援助 (3)日常的金銭管理	●1回1時間まで1,200円 以降30分ごとに400円が加算されます。 ※ただし、日常的金銭管理の援助で通帳をお預かりする場合は、1回1時間まで1,600円になります。
(4)書類等預かりサービス	●基本料 2,000円（1年間） ●利用料 500円（1か月）

※契約までの相談や支援計画の作成は無料です。契約後の生活支援員による援助には上記の料金がかかります。ただし、生活保護世帯は無料です。

☎ 相談・申込窓口 伊奈町社会福祉協議会 電話 048-722-9990

9. 郵便等による不在者投票制度

選挙人で要介護状態区分が要介護5である人は、郵便等による不在者投票を行うことができます。手順等については、24ページをご参照ください。

☎ 相談窓口 伊奈町選挙管理委員会 電話 048-721-2111

10. いなささえあいサービス

「高齢者等の日常生活の安心確保」「子育て中の方の応援」「地域経済の活性化」を目的に、みなさんの“ちょっと困ったな”をお手伝いする有償のボランティア制度です。

有償ボランティア(サポーター会員)がお手伝いの必要な方(利用会員)の手助けを行い、利用会員はサポーター会員に謝礼として「お買い物券」を渡します。

サポーター会員と利用会員のマッチングは伊奈町商工会が行います。詳しくはお問い合わせください。

☎ 問い合わせ先 伊奈町商工会 電話 048-722-3751

11. 避難行動要支援者 個別計画

町では、災害時に避難支援が必要と思われる高齢者や障がい者のうち、特に発災時に近隣住民による避難支援を希望する人を対象に、緊急連絡先等の情報(個別計画)を収集しています。個別計画の写しは地区の自主防災組織や民生委員に提供され、平時の見守り活動や発災時の避難支援のため利用されます。

☎ 相談窓口 伊奈町役場社会福祉課 社会福祉係 電話 048-721-2111

12. お年寄り世帯見守りたい

お年寄り世帯見守りたいは、地域の高齢者を地域で見守る「ボランティア」の登録制度です。

日常生活の中で、ご近所にお住まいのおおむね65歳以上の高齢者を見守っていただくボランティアで、町内にお住まいの中学生以上の方からご登録いただけます。

☎ 登録先 伊奈町役場いきいき長寿課 いきいき長寿係 電話 048-721-2111

13. いな見守りONE TEAM事業

認知症などにより日常的に外出時の見守り支援が必要な高齢者または障がい者等(外出時見守り対象者)が行方不明となった場合に、早期発見に繋がられるよう支援体制の構築を図るため、次の4つの事業を一体的に実施しています。

①伊奈町いきいき長寿課公式LINE(高齢者等見守りネットワーク事業)

無料通信アプリ「LINE」で「伊奈町いきいき長寿課公式アカウント」を友だち登録していただくと、外出時見守り対象者が行方不明となった場合に、いきいき長寿課からLINEを通じて検索・情報提供に関する協力依頼の通知が発信されます。通知を受けとった方は、日常生活を送るなかで可能な限り、行方不明者の検索・情報提供に協力いただくとともに、行方不明者と思われる人を発見した場合は、LINEを通じていきいき長寿課へ情報提供をお願いします。

②どこシル伝言板(高齢者等見守りシール交付事業)

外出時見守り対象者に、洋服や持ち物に貼ることのできるQRコードを印字したラベル・シールを交付します。見守り対象者が行方不明になった場合、発見者と行方不明者の家族がインターネット上の伝言板を通じて連絡が取れるようになるシステムです。

③GPS機器購入補助(高齢者等GPS機器導入補助金交付事業)

GPS位置情報システムを導入する際の初期導入経費やその手数料に対し、7,000円(1人1回限り)を上限として補助金を交付します。

④伊奈町見守りオレンジネットワーク

町内地域で業務を行う民間事業者や団体と町が協定を結び、業務中に気づく「異変」を町に連絡いただき、早急な対応に繋げるものです。

(担当課：高齢者に関すること……いきいき長寿課 障がい者に関すること……社会福祉課
児童に関すること……子育て支援課 消費者被害に関すること……元気まちづくり課)

☎ 相談窓口 伊奈町役場いきいき長寿課 いきいき長寿係 電話 048-721-2111

14. ふれあい収集

高齢者や障がい者等の方で、自らごみを集積所に持ち出すことが困難で身近な人の協力を得られない方を対象に戸別に訪問し、ごみの収集を行います。また、ごみが出ていない場合には、収集にあわせて、利用者への声掛け（安否確認）を行います。詳しくは伊奈町クリーンセンターにお問い合わせください。

☎ 申請・相談窓口 伊奈町クリーンセンター 電話 048-728-5321
※申請については、伊奈町役場環境対策課でも受付しています。

15. 防災情報サービス用端末の無償配布

情報収集が困難な要配慮者等に対し、災害時等に緊急情報を遅滞なく伝達できるよう、屋内でも放送内容の聴取が可能となる専用端末を配布します。

対象者 避難行動要支援者のうち
・単身高齢かつ要介護認定を受けている方
・単身高齢障害（療育）手帳をお持ちの方

☎ 相談窓口 伊奈町役場危機管理課 災害に強いまちづくり係 電話 048-721-2111

高齢者の生きがいづくり

1. 敬老事業

①町敬老会

長寿と健康をお祝いするため、毎年9月に町敬老会を開催します。

②金婚祝い

金婚を迎えるご夫婦をお祝いします。希望するご夫婦は、いきいき長寿課窓口での申し込みが必要です。申し込み期間は、例年8月となっています。

③敬老祝金

満100歳以上、満95歳、満90歳、満85歳、満80歳の方を対象に、お祝い金を贈呈します。

④町の百寿お祝い事業

満百歳を迎えられた高齢者に、町から祝状を贈呈します。

⑤国の百寿お祝い事業

毎年、当年度中に満百歳を迎えられる高齢者に対し、国からの祝状と記念品を贈呈します。

☎ 相談窓口 伊奈町役場いきいき長寿課 いきいき長寿係 電話 048-721-2111

2. 長寿クラブ

高齢者が自主的に集まり、地域ボランティア活動、スポーツ活動、レクリエーション活動等を通じて親睦を深めています。伊奈町では、概ね行政区ごとに設置されています。

☎ 相談窓口 長寿クラブ連合会事務局 伊奈町社会福祉協議会 電話 048-722-9990

3. ふれあいいきいきサロン

「サロン」とは、地域住民が主体となって地域の身近なところにつくる、「楽しく」「気軽に」「無理なく」参加できる『憩いの場』です。高齢者向けのサロン、子育て世代向けのサロン、世代間交流ができるサロンなど、サロンにはいろいろな種類があります。

お近くのサロンを知りたい、参加してみたい、サロンを企画してみたい方はお気軽にご相談ください。

☎ 相談窓口 伊奈町社会福祉協議会 電話 048-722-9990

4. 伊奈町シルバー人材センター

60歳以上で、健康で働く意欲ある高齢者の団体です。豊かな知識と経験を活かした高齢者の就業の促進と生きがいづくりを目的としています。植木の剪定、除草、障子・網戸の張替え、筆耕、清掃などができます。

☎ 相談窓口 伊奈町シルバー人材センター 電話 048-720-5911

5. 埼玉未来大学

50歳以上の方々を対象に令和2年に創設されたシニアの学びの場です。人生のセカンドステージを自らデザインし、人生100年時代を生涯現役で活躍しようとするシニアの皆さんの「学び直し」と「再チャレンジ」を応援します。

☎ 問い合わせ先 公益財団法人いきいき埼玉 埼玉未来大学事務局
電話 048-728-2299 (土日祝、休館日を除く 9:00～17:00)

6. 地域づくり支援事業(高齢者等の居場所及び集いの場づくり事業)

地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者がいきいきとした生活が送れるよう各地区での居場所や集いの場づくりを進めることを目的としており、開設する準備費や運営費の一部補助をしています。

☎ 相談窓口 伊奈町役場いきいき長寿課 いきいき長寿係 電話 048-721-2111

7. 伊奈町いきいき長寿パスポート事業

希望する町内に住民登録のある65歳以上の高齢者へ「いきいき長寿パスポート」を交付し、協賛店において提示することで、割引などのサービスが受けられ、高齢者が家に閉じこもらないよう積極的な外出を促進し、健康長寿へつなげていただくことを目的としています。

☎ 相談窓口 伊奈町役場いきいき長寿課 いきいき長寿係 電話 048-721-2111

老人福祉施設

1. 老人福祉センター

健康増進・教養の向上およびレクリエーション、憩いの場として利用されています。60歳以上の町民の方は、無料で利用できます。初回利用時に利用証明書を発行します。本人確認書類を持ってセンター受付にお越しください。

施設案内 ・集会室(カラオケ、民踊) ・娛樂室(囲碁、将棋、民謡)
・機能回復訓練室(マッサージチェア等)・図書・談話室
・浴室(10時～15時、休館日の前日<原則日曜日>は13時まで)
※タオルの貸出しはありません。
休館日 月曜日、年末年始(12月28日～1月4日)、臨時休館日
※月曜日が祝日の場合、原則として翌平日を休館日とします。
時間 午前9時～午後4時

☎ 問合せ 伊奈町老人福祉センター(総合センター内) 電話 048-722-9111

2. 養護老人ホーム

概ね65歳以上で、身体上、精神上、環境上、経済的理由により家庭において養護を受けることが困難な方を入所させる施設です。町の入所判定委員会で対象と判定された方が入所できます。

本人および扶養義務者の所得等により、自己負担があります。

その他、特別養護老人ホーム等の介護保険法に定められた施設の利用については、34ページ介護保険欄を参照ください。

☎ 相談窓口 伊奈町役場いきいき長寿課 いきいき長寿係 電話 048-721-2111

経済的援護

●手当の支給

1. ねたきり老人等手当、ねたきり老人等介護者手当

疾病等によりねたきり状態、または重度の認知症状態が6か月以上継続している65歳以上の方（ご自宅で生活されている方に限ります）と、その介護者に対し月5,000円の手当を支給します。

☎ 相談窓口 伊奈町役場いきいき長寿課 いきいき長寿係 電話 048-721-2111

●所得税・市町村民税の控除

【公的年金等控除】

公的年金や恩給については、これらの収入金額から、公的年金等控除額が差し引かれます。

【老人の配偶者控除・扶養控除】

所得 税 通常の38万円に代えて、48万円が差し引かれます。

市町村民税 通常の33万円に代えて、38万円が差し引かれます。

※なお、納税者やその配偶者の父母や祖父母（老親等）と同居している場合、所得税からは58万円が、市町村民税からは45万円が差し引かれます。

【介護サービス費の医療費控除】

介護サービスを利用したときの自己負担額について、医療費控除の対象となる場合があります。

【障害者・特別障害者控除】

身体障害者手帳を所持していない65歳以上の要介護認定者で次に該当する方は、障害者・特別障害者控除が受けられる場合があります。控除証明書は役場いきいき長寿課、介護保険管理係で発行します。

・障害者控除（目安は要介護1～2）

- ①知的障害者（軽度・中度）に準ずる方
- ②身体障害者（3級～6級）に準ずる方

・特別障害者控除（目安は要介護3～5）

- ①知的障害者（重度）に準ずる方
- ②身体障害者（1、2級）に準ずる方
- ③寝たきりの方

☎ 相談窓口 上尾税務署 個人課税部門 電話 048-770-1800

4. 生活福祉資金一覽 …………… 42

5. 民生委員・児童委員名簿 …… 43

6. 関係機関一覽 …………… 44

生活福祉資金一覧

資金種類	貸付条件			
	貸付限度額	償還期間	貸付利率	
1 総合支援資金 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金				
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内	10年以内 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	
住宅入居費	敷金・礼金等、住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	40万円以内		
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内		
2 福祉資金 低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸付ける資金				
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用 ・生業を営むために必要な経費 ・住宅の増改築、補修及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用自動車の購入に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 など	※資金の用途に応じて上限額が設定されています。	据置期間経過後20年以内 ※資金の用途に応じて、償還期間が異なります。	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用 ・給与等の盗難によって生活費が必要なとき ・火災等被災によって生活費が必要なとき など	10万円以内	据置期間経過後12ヶ月以内	無利子
3 教育支援資金 低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金				
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6.0万円以内 (短大)月6.0万円以内 (大学)月6.5万円以内	20年以内	無利子
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内		
4 不動産担保型生活資金				
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の7割程度 ・月30万円以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の7割程度(集合住宅は5割) ・貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍以内)		

民生委員・児童委員名簿

担当地区	氏 名
丸 山	小見 光子
丸 山	(欠員)
下 郷	内村 賢一
下 郷	矢島 恵子
下 郷	田中 里枝
綾瀬東	朝野 千賀子
綾瀬南	森田 加代子
綾瀬北	高橋 達子
栄 南	立林 美智子
栄 南	(欠員)
栄中央	大出 光作
栄中央	中村 美奈子
栄中央	岩崎 昌弘
栄 北	長島 立大
栄 北	田村 和夫
栄 北	佐藤 美子
志 久	田村 文男
志 久	木村 光男
南 本	高山 幸子
南 本	高石 寿美子
南 本	細田 福恵
南 本	(欠員)
北 本	木田 吉信
北 本	今野 重子
北 本	黒須 照子
中 央	蓮実 すづ江
中 央	丸山 節子
小貝戸	早坂 のり子
小貝戸	木村 武志
小貝戸	永島 洋子
小貝戸	黒田 陽子
柴中荻	齋藤 美智子
柴中荻	齋藤 早苗
柴中荻	波多野 敏子

担当地区	氏 名
若 榎	竹中 千恵子
若 榎	丹治 綾子
大 針	戸井田 相子
大 針	内田 晶子
大 針	内田 八千代
大 針	岡田 仁子
大 針	萩生 芳美
学園中央	島田 五月
細田山	中村 充子
細田山	福嶋 泰子
羽 貫	加藤 洋子
羽 貫	加藤 幹夫
羽 貫	小林 繁男
羽 貫	本多 由美子
羽 貫	猪井 恵美子
羽 貫	森谷 八重子
小針新宿	近藤 春江
小針新宿	室橋 正行
小針新宿	榎本 頼江
小針新宿	田口 和代
小針新宿	齋藤 幸子
小針内宿	加藤 衛
小針内宿	田口 美智子
小針内宿	原田 優子
小針内宿	加藤 洋子
小針内宿	高野 とみ江
小針内宿	加藤 規子
小針内宿	磯部 千鶴
小針内宿	酒井 かおる
光ヶ丘	田中 敏光
主任児童委員	齋藤 いづみ
主任児童委員	松井 ゆかり
主任児童委員	戸井田 玲香

関係機関一覧

名 称	住 所	郵便番号	電 話
伊奈町役場	伊奈町中央4-355	362-8517	048-721-2111
伊奈町保健センター (健康増進課)	伊奈町中央5-179 (総合センター内)	362-0809	048-720-5000
伊奈町老人福祉センター	伊奈町中央5-179 (総合センター内)	362-0809	048-722-9111
伊奈町児童館	伊奈町中央5-179 (総合センター内)	362-0809	048-722-9113
伊奈町子育て支援センター	伊奈町内宿台5-214-3 (伊奈町立北保育所内)	362-0812	048-728-3482
伊奈町社会福祉協議会	伊奈町中央1-93 (ふれあい福祉センター内)	362-0809	048-722-9990
伊奈町成年後見支援センター	伊奈町中央1-93 (ふれあい福祉センター内)	362-0809	048-722-9990
伊奈町 地域包括支援センター	伊奈町中央1-93 (ふれあい福祉センター内)	362-0809	048-720-5656
伊奈町 南部地域包括支援センター	伊奈町栄4-261-2	362-0805	048-795-4900
伊奈町 シルバー人材センター	伊奈町中央4-400	362-0809	048-720-5911
伊奈町 クリーンセンター	伊奈町小針内宿2005	362-0801	048-728-5321
埼玉県庁	さいたま市浦和区高砂3-15-1	330-9301	048-824-2111
埼玉県東部中央福祉事務所	春日部市大沼1-76	344-0038	048-737-2132
鴻巣保健所	鴻巣市東4-5-10	365-0039	048-541-0249
埼玉県中央児童相談所	上尾市上尾村1242-1	362-0013	048-775-4152
県立精神保健福祉センター 県立精神医療センター	伊奈町大字小室818-2	362-0806	048-723-3333 048-723-1111
埼玉県総合リハビリテーション センター	上尾市西貝塚148-1	362-8567	048-781-2222
埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心1番地2	330-8777	048-601-2200

名 称	住 所	郵便番号	電 話
埼玉県障害者職業センター	さいたま市桜区下大久保136-1	338-0825	048-854-3222
上尾警察署	上尾市本町5-1-1	362-0014	048-773-0110
上尾郵便局	上尾市谷津1-87-1	362-8799	048-774-7284
上尾税務署	上尾市大字西門前577	362-8504	048-770-1800
上尾県税事務所	上尾市大字南239-1	362-8527	048-772-7111
埼玉県自動車税事務所	さいたま市大宮区下町3-8-3	330-0844	048-658-0227
大宮年金事務所	さいたま市北区宮原町4-19-9	331-9577	048-652-3399
埼玉県 後期高齢者医療広域連合	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎4階	330-0074	048-833-3125
埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 (彩の国すこやかプラザ1階)	330-8529	048-822-1204
埼玉県運営適正化委員会	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 (彩の国すこやかプラザ1階)	330-8529	048-822-1243
埼玉県東部中央母子・父子 福祉センター	春日部市大沼1-76	344-0038	048-737-2139
埼玉県社会福祉協議会	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 (彩の国すこやかプラザ内)	330-8529	048-822-1191
ハローワーク大宮 (大宮公共職業安定所)	さいたま市大宮区大成町1-525	330-0852	048-667-8609
NHKさいたま放送局	さいたま市浦和区常磐6-1-21	330-9890	048-833-2045

福 祉 の し お り

編集・発行 伊奈町社会福祉課

北足立郡伊奈町中央四丁目355番地
T E L 048 (721) 2111

令和6年2月作成